

6 循環第 1 3 0 9 号

令和 7 年 1 月 2 4 日

愛知県環境審議会

会長 榊原 秀訓 様

愛知県知事 大村 秀章



愛知県産業廃棄物税条例附則第 9 項の規定に基づく、
産業廃棄物税のあり方検討について（諮問）

愛知県産業廃棄物税条例（平成 1 7 年愛知県条例第 7 号）附則第 9 項の規定により、
同条例の規定について検討する必要がありますので、貴審議会の意見を求めます。

担当 環境局資源循環推進課

調整グループ

電話 052-954-6232（ダイヤルイン）